

会員種別の改正案について (平成2年度総会提出議題)

日本気象学会庶務担当理事

理事会では、会員制度を見直し、その改正案をこの春の総会に提案します。以下に改正を必要とする理由、改正案の概要、定款と細則の新旧対照表を紹介いたしますので、会員各位の御検討をお願いします。

1. 現在の会員制度の問題点

1.1 外国人会員

(イ) 通常会員が有する役員の選挙権、総会の表決権が個人の外国人会員にない。

(ロ) ドル建てのため、会費が割高である。また、郵送費と会費納入手数料の負担も大きい。日本気象学会を国際的な学会にするために、外国人の会員を増やすという目的に不都合な状況である。

1.2 団体A会員

団体A会員には、天気は無償配布を受ける会員と集誌の無償配布を受ける会員の2種類が混在している。

1.3 賛助会員の会費

一部の賛助会員は、天気・集誌・研究ノート・予稿集の無償配布を受けているが、最低一口3万円の会費では個別に販売した場合と大差がなく、賛助の実質がない。

1.4 通常会員の入会手続き

(イ) 入会金を必ずしも入会者全員から徴収していない。

(ロ) 定款では通常会員一名の紹介が必要となっているが、紹介者なしに入会を希望する者が多数いる。実際には紹介者なしで入会を認めている。

1.5 会費と刊行物価格の体系

会員種別が複雑である、天気・集誌・研究ノート・予稿集・Papersの5種の刊行物があり、各刊行物の間で価格の付け方が一貫していない。

2. 改正案の概要

2.1 外国人会員制度の廃止

外国人を特別扱いしない。原則として外国人の個人は通常会員に、団体は団体会員になってもらう。

なお、国外の通常会員の所属支部は希望によるものとする(なければ関東支部)。

2.2 特別会員制度の創設

もともと外国人会員制度には、集誌を国際的な雑誌として国外に普及させるという趣旨がある。今回の改正でも、集誌だけの無償配布を受ける会員用として、特別会員制度を設け、現在の外国人会員で集誌だけの配布を受ける個人と団体、及び団体会員のうち集誌だけの配布を受けている団体を吸収する。

特別会員には日本人、外国人の区別はない(ただし、日本人は、出来るだけ通常会員になってもらうことが望ましい)。なお、個人の特別会員には表決権、選挙権はない。

2.3 入会手続きの簡素化

より多くの人に気象学会の門戸を開くため、入会手続きを簡略にする。

(イ) 入会金を廃止する。

(ロ) 通常会員の紹介者は不要とする。

(ハ) 入会申込書の記入事項から職歴のあらましの項を削除する。

2.4 国外の会員の会費に関する負担

(イ) 会費を全て円建てとし、国内会員と同一の会費にする。現在の外国人会員には会費の値下げとなる。

(ロ) 郵送費・会費納入手数料の負担

国外の個人会員(外国人、長期出張者等)、及び団体会員は、雑誌の郵送料と会費納入に要する手数料を、現行通り実費負担する。

(ハ) 会費納入手数料の負担の軽減

クレジットカード、及び国際郵便振替による会費支払いの受け付けを開始し、国外会員の負担を軽減する。

2.5 会費と刊行物価格体系の適正化

全刊行物の価格(会費も含む)の体系を統一し適正なものとする。全体的には値上げはないようにする。会費の値上げは、団体会員から特別会員になる会員(主に国内の大学・研究所の図書室)だけで、個人会員にはない。

2.6 賛助会員の会費増額依頼

各賛助会員に会費の口数増加の協力を依頼する。

日本気象学会定款

現 行

改正案 (改正条項のみ)

第1章 総則

第2章 目的および事業

第3章 会員

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。

1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する者
 - A 会員 会費として年額金5,500円を納める者、ただし在学中の会員は年額金3,500円、外国に在住する会員は、年額金7,200円とする。
 - B 会員 会費として年額金10,300円を納める者、ただし在学中の会員は年額金6,500円、外国に在住する会員は、年額金11,000円とする。
2. 外国人会員 外国人でこの法人の目的に賛同し、通常会員に準ずる会費を前納する者。
3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として1口金額7,200円を1口以上、B会員として1口金額14,400円を1口以上納める団体。
4. 賛助会員 この法人の事業を後援し、会費年額金30,000円以上を納める個人または団体。
5. 名誉会員 この法人に対しとくに功勞のあった者で総会の議決をもって推薦する者。

前項第1号および第2号の会員の会費の納付期限は、12月末日限りとする。通常会員をもって民法上の社員とする。

第7条 通常会員になろうとする者は、通常会員1名の紹介により入会金500円を添えて入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。入会を認められた通常会員は、直ちに会費を納めなければならない。団体会員または賛助会員になろうとするものは入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。

第6条 この会員の種別および会費は、次のとおりとする。

1. 通常会員 この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を前納する個人
 - A 会員 会費として年額5,500円を納める個人、ただし在学中の会員は年額3,500円とする。
 - B 会員 会費として年額10,300円を納める個人。ただし在学中の会員は年額6,500円とする。
2. 特別会員 この法人の目的事業に賛同し、会費として年額6,000円を前納する個人、または1口9,000円を1口以上納める団体。
3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額A会員として1口7,200円を1口以上、B会員として1口14,400円を1口以上納める団体。
4. 賛助会員 この法人の事業を後援し、会費年額30,000円以上を納める個人または団体。
5. 名誉会員 この法人に対しとくに功勞のあった者で総会の議決をもって推薦する個人。

前項第1号の会費の納付期限は、12月末日限りとする。通常会員をもって民法上の社員とする。

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。入会を認められた通常会員は、直ちに会費を納めなければならない。

日本気象学会細則

現 行

第1章 支部

第1条 支部が置かれる場合は、支部はその規約を支部毎に定め、理事会の承認を受ける。

第2章 会員

第2条 この法人に通常会員として入会を希望するものは、次のことがらを書いた入会申込書を理事長に提出しなければならない。

1. 姓名（ローマ字付）、生年月日
2. 現住所および連絡先
3. 勤務先と職名
4. 最終学歴
5. 職歴のあらまし
6. 紹介者氏名（本会の通常会員であること）

第3条 この法人に賛助会員として入会を希望するものは、次のことがらを書いた入会申込書を理事長に提出すること。

1. 個人の場合は前条と同じとする。
2. 団体の場合は
 - イ 団体名
 - ロ 代表者氏名
 - ハ 所在地
 - ニ 会費

第4条 新たに入会した通常会員は、会費を前納しなければならない。また、在学中の会員で定款第6条の会費の割引を受けたい者は、毎年4月30日までに在学証明書を付して理事長に申請しなければならない。

第5条 会費の納付方法の細部および日本国外在住の会員についての送料通信費等の徴収については、適宜常任理事会で決める。

第5章 出版物

第15条 本会は機関誌として、気象集誌および天気を発行する。ただし学会運営上に必要な事項はすべて天気に公示する。気象集誌は年6回発行する。天気は原則として毎月発行する。

第16条 その他の刊行物を発行する場合は理事会また

改正案

第1章 支部

第1条 支部が置かれる場合は、支部はその規約を支部毎に定め、理事会の承認を受ける。日本国外在住の会員は、希望する支部に所属する。希望が無い場合は関東支部とする。

第2章 会員

第2条 この法人に通常会員、特別会員または賛助会員として入会を希望する個人は、次のことがらを書いた入会申込書を理事長に提出しなければならない。

1. 会員種別
2. 姓名（ローマ字付）、生年月日
3. 現住所および連絡先
4. 日本国外在住者の場合は希望する支部名
5. 勤務先と職名
6. 最終学歴
7. 会費（賛助会員の場合）

第3条 この法人に特別会員、団体会員または賛助会員として入会を希望する団体は、次のことがらを書いた入会申込書を理事長に提出すること。

1. 会員種別
2. 団体名
3. 代表者氏名
4. 所在地
5. 会費

第4条 新たに入会した通常会員は、会費を前納しなければならない。また、在学中の会員で定款第6条の会費の割引を受けたい者は、毎年4月30日までに在学証明書を付して理事長に申請しなければならない。

第5条 会費の納付方法の細部および日本国外在住の会員についての送料通信費、会費納入に関する手数料等の徴収については、適宜常任理事会で決める。

第5章 出版物

第15条 本会は機関誌として、気象集誌および天気を発行する。ただし学会運営上に必要な事項はすべて天気に公示する。気象集誌は年6回発行する。天気は原則として毎月発行する。

第16条 その他の刊行物を発行する場合は理事会また

現 行

は常任理事会の決議を要する。

第17条 通常会員・外国人会員および団体会員のうちの会員ならびに名誉会員には、天気および気象集誌を無償で配付し、通常会員のうちのA会員には、天気を無償で配付する。団体会員および外国人会員のうちA会員には、その希望に従い天気または気象集誌の何れかを無償で配布する。

ただし、会費の納付を6カ月以上怠った者には無償配付を停止する。本機関誌は一般購読者に対しても常任理事会で定められた適当な価格で配布する。

改正案

は常任理事会の決議を要する。また、その刊行物の価格については毎年常任理事会に報告するものとする。

第17条 各会員には次のように機関誌を無償で配布する。

1. 通常会員 A会員 天気
2. 通常会員 B会員 天気と気象集誌
3. 特別会員 気象集誌
4. 団体会員 A会員 天気
5. 団体会員 B会員 天気と気象集誌
6. 賛助会員 天気と気象集誌の中から希望のもの
7. 名誉会員 天気と気象集誌

ただし、会費の納付を怠った者には無償配布を停止する。

本機関誌は一般購読者に対しても常任理事会で定められた適当な価格で配布する。

日本気象学会および関連学会行事予定

行 事 名	開 催 年 月 日	主 催 団 体 等	場 所	備 考
日本気象学会 平成2年度春季大会	1990年5月23日 ～25日	日本気象学会	気象庁	Vol. 36, No. 12
第34回山の気象シンポジウム	1990年6月16日		気象庁	Vol. 37, No. 3
国際シンポジウム Assimilation of Observations in Meteorology and Oceanography	1990年7月9日 ～13日	WMO	フランス, Clermont-Ferrand	Vol. 36, No. 3
第22回乱流シンポジウム	1990年7月25日 ～27日	日本流体力学会	航空宇宙技術研究所	Vol. 37, No. 3
宇宙科学の国際夏期大学	1990年7月30日 ～8月17日	CNES	マルセイユ	Vol. 37, No. 1
西太平洋地球物理会議	1990年8月21日 ～25日	AGU	金沢	Vol. 36, No. 6
WMO 診断と長期予報 に関する国際研究集会	1990年10月8日 ～19日	WMO	中華人民共和国	Vol. 36, No. 11
日本気象学会 平成2年度秋季大会	1990年10月24日 ～26日	日本気象学会	京都府総合見本市会館	
第11回風工学シンポジウム	1990年12月6日 ～7日	同専門委員会	中央大学理工学部	Vol. 37, No. 1
気候変動による環境・社会影響に関する国際会議	1991年1月27日 ～2月1日	UNEP	筑波大学	Vol. 36, No. 11
第20回測地学・地球物理学連合総会	1991年8月11日 ～24日	IUGG	ウィーン	Vol. 36, No. 12